（別紙）

植物防疫法施行規則の改正等に関する公聴会開催について

１　日時　平成２２年６月２９日（火）午後２時から

２　場所　東京都 千代田区 九段南２丁目１番５号
　　農林水産省 三番町共用会議所

３　意見を聴こうとする事項

（１）トルコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるグレープフルーツの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを、植物防疫法施行規則（昭和２５年農林省令第７３号）別表２中チチュウカイミバエに係る輸入禁止植物から除くことについて

（２）（１）の改正に伴い、トルコからグレープフルーツの生果実を輸入する際の農林水産大臣が定める基準を制定することについて

４　議長

農林水産省 消費・安全局 植物防疫課長（同課長が出席できないときは同課検疫対策室長）

５　意見公述の手続

意見の公述を希望する者は、次の事項を記載した農林水産大臣あての文書を平成２２年６月２６日までに、農林水産省 消費・安全局 植物防疫課（郵便番号１００－８９５０ 東京都 千代田区 霞が関１丁目２番１号）へ提出願います。

（１）氏名及び住所

（２）議題に対する意見の概要（意見及びその理由）

６　留意事項

（１）議長は、公述申込者が多数となり、その全員の意見を聴くことが困難であると認められる場合には、できるだけ多くの種類の意見を聴けるよう、公述申込者のうちから、同種の内容の意見を公述する者を代表するものとして公述人を選定することがあります。

（２）議長は、公聴会の進行上必要であると認められる場合には、公述人に対し公述時間を制限することがあります。

（３）議長は、次の場合には、公述を中止させることがあります。

イ　公述人が議長の指示した時間を超えて公述を続けた場合

ロ　公述人が意見を聴こうとする事項の範囲を超えた発言をした場合

ハ　公述人が公述書に記載された主旨と異なることを公述した場合

（４）傍聴人が多数となり、全員が公述の場所に入場することが困難な場合には、議長が別に定める場所において、音声機器等により公聴会を傍聴させることがあります。

（５）議長は、議長の指示に従わず、公聴会の進行を著しく妨げる行為を行った者を退去させることがあります。

（６）議長は、（１）から（５）までのほか、公聴会の円滑な進行を図るために必要な措置をとることがあります。

７　意見を聴こうとする事項に関する資料の閲覧場所

農林水産省 消費・安全局 植物防疫課（東京都 千代田区 霞が関１丁目２番１号）

横浜植物防疫所（神奈川県 横浜市 中区 北仲通５丁目５７番地　横浜第２合同庁舎内）

名古屋植物防疫所（愛知県 名古屋市 港区 入船２丁目３番地１２号　名古屋港湾合同庁舎内）

神戸植物防疫所（兵庫県 神戸市 中央区 波止場町１番１号　神戸第２地方合同庁舎内）

門司植物防疫所（福岡県 北九州市 門司区 西海岸１丁目３番１０号　門司港湾合同庁舎内）

那覇植物防疫事務所（沖縄県 那覇市 港町２丁目１１番地の１　那覇港湾合同庁舎内）

東北農政局 消費・安全部 安全管理課（宮城県 仙台市 青葉区 本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎内）

関東農政局 消費・安全部 安全管理課（埼玉県 さいたま市 中央区 新都心２番地の１　さいたま新都心合同庁舎２号館内）

北陸農政局 消費・安全部 安全管理課（石川県 金沢市 広坂２丁目２番６０号　金沢広坂合同庁舎内）

東海農政局 消費・安全部 安全管理課（愛知県 名古屋市 中区 三の丸１丁目２番２号）

近畿農政局 消費・安全部 安全管理課（京都府 京都市 上京区 西洞院通下長者町下ル丁子風呂町　京都農林水産総合庁舎内）

中国四国農政局 消費・安全部 安全管理課（岡山県 岡山市 北区 下石井１丁目４番１号　岡山第２合同庁舎内）

九州農政局 消費・安全部 安全管理課（熊本県 熊本市 二の丸１番２号　熊本合同庁舎内）